

桑名市景観計画
届出の手引き

桑名市
都市計画課

目 次

1	届出を要する行為と規模	1
2	届出などの流れ	3
3	景観形成基準【一般地区、多度山眺望保全区域】	4
4	提出書類一覧表	12
5	届出様式【一般地区、多度山眺望保全区域】	14
6	景観形成基準チェックシート【一般地区、多度山眺望保全区域】	25
7	参考様式	34
8	Q & A	35

1 届出を要する行為と規模

(1) 届出を要する行為

一般地区及び多度山眺望保全区域において、良好な景観の形成のために、届出を要する行為と規模は次のとおりです。

対象行為と規模		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	⑪太陽光発電設備(同一敷地内若しくは一団の土地または水上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備	
	⑫①から⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(②に掲げるものにあつては30m)を超えるもの。
	⑬その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は行為にともない生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの	

※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

(2) 届出を要しない行為

景観計画区域における一般地区及び多度山眺望保全区域において、届出を要しない行為は次のとおりです。

① 景観法第16条第7項各号に規定する行為

② 景観法第16条第7項第11号に基づく桑名市景観条例に規定する行為

- 前頁の届出を要する行為における規模に満たない行為
- 軽微な行為
 - ・ 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの
 - ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
 - ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの
- 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの
 - ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為
 - ・ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受け、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に限る。）
 - ・ 三重県立自然公園条例（昭和33年三重県条例第2号）第9条第1項から第3項までの規定に基づく公園事業の執行又は第16条第4項の規定により許可を受けて行う行為

(3) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とします。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

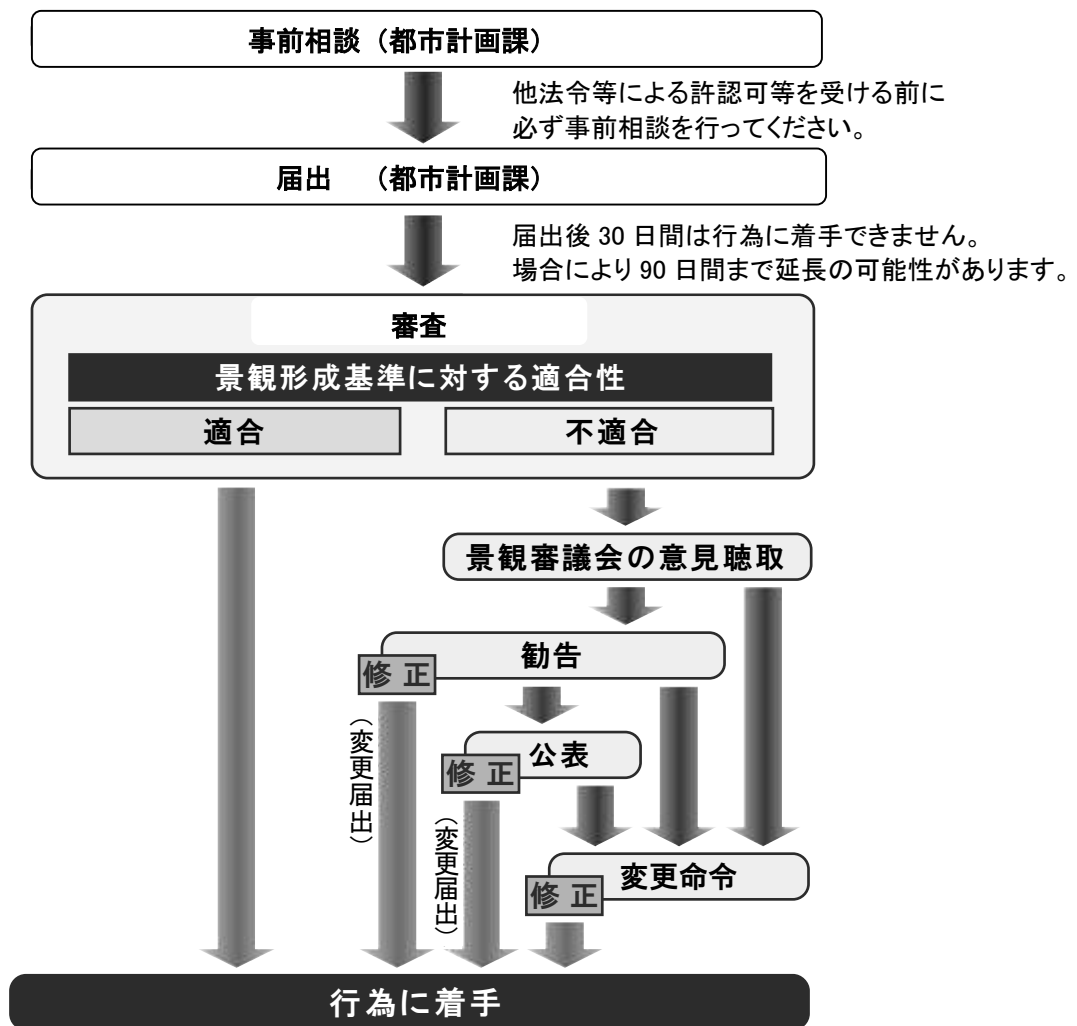
2 届出などの流れ

桑名市景観計画に係る届出の流れは、下の図のとおりです。

届出が必要な行為をしようとする場合、事前相談を義務づけています。これは、あらかじめ「景観形成基準チェックシート」などを用いて、事業者や設計者の方に自らチェックしていただき、行為の内容が景観形成基準に適合しているかどうかを確認するためのものです。景観法の規定により、通常は届出の受理日から30日間（最大90日間）は行為に着手することができませんが、事前相談により支障がないと認められたものは、行為の着手制限の期間が短縮されます。

なお、本市では有識者等で構成される桑名市景観審議会を設置しており、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される場合や周辺の景観への配慮の方法について、窓口（事前相談や届出）での判断が難しい場合は、景観審議会に諮問する場合があります。

□届出の流れ



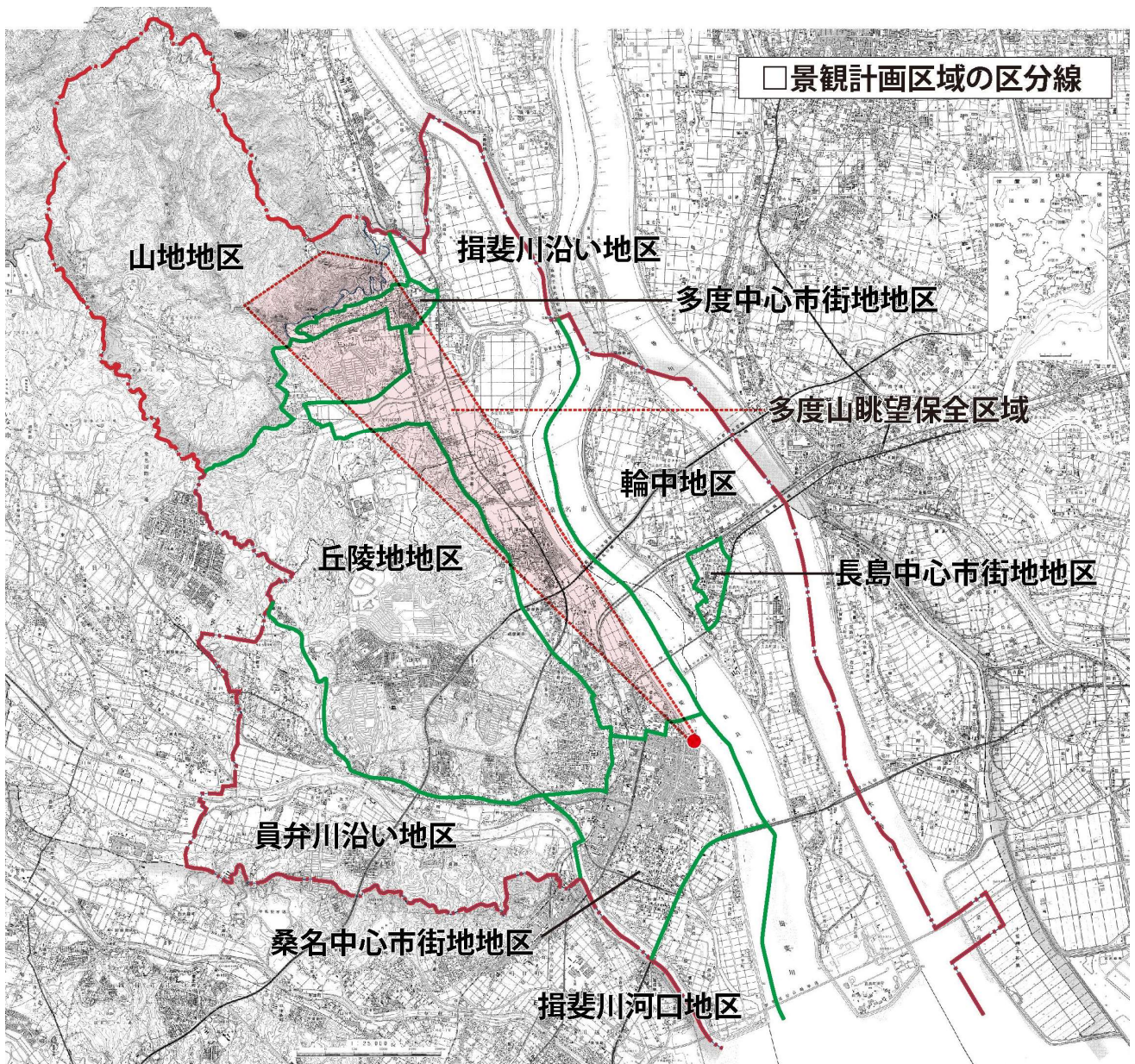
- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条第1号）。
- ・変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第101条第1号）。

3 景観形成基準【一般地区、多度山眺望保全区域】

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為として、一般地区においては一定規模以上の行為、眺望保全区域においては原則すべての行為が、当該区域の景観と調和したものとなるよう、定めます。

なお、多度山眺望保全区域においては、一般地区と同様に一定規模以上の行為について定めます。

図 景観計画区域と地区区分

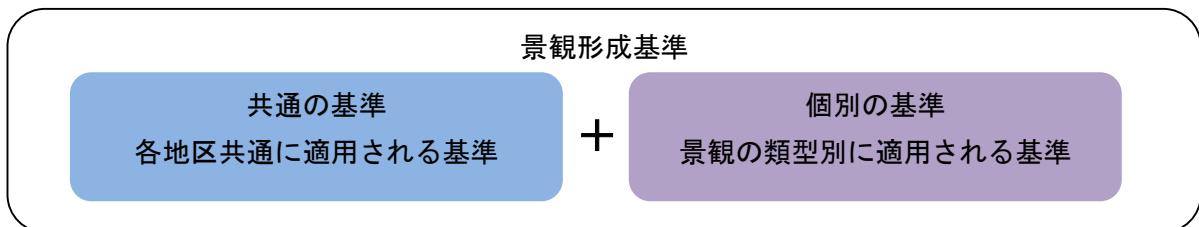


(1) 景観形成基準の考え方

市域全域の景観形成基準は、良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、9つの地区毎に定めていますが、地区の景観特性により、適用される項目や内容が同じ基準となるものは「共通の基準」とし、各景観の類型に応じて独自に定める基準は、「個別の基準」として定めています。

なお、各地区の景観形成基準は、「共通の基準」と「個別の基準」との組み合わせにより定めており、その内容は次のとおりです。

□景観形成基準の構成



□各地区と運用する景観形成基準の組み合わせ

地区名	運用する景観形成基準		
	共通の基準	色彩基準 (別表参照)	個別の基準
員弁川沿い地区	共通の基準※	水辺の基準	水辺の景観
揖斐川河口地区			水辺の景観 住宅地の景観 産業の景観（商業・業務地、工業地）
揖斐川沿い地区			
輪中地区		緑の基準	緑の景観 住宅地の景観 産業の景観（商業・業務地、工業地）
丘陵地地区			緑の景観
山地地区			
桑名中心市街地地区		歴史の基準	水辺の景観 まち（歴史的地区）の景観、街道の景観 住宅地の景観 産業の景観（商業・業務地、工業地）
多度中心市街地地区			まち（歴史的地区）の景観、街道の景観
長島中心市街地地区			住宅地の景観

※眺望保全区域においては、一般地区の景観形成基準に「眺望保全区域の基準」が上乘せされます。

(2) 景観形成基準

【共通の基準】

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目（A1）		景観形成基準			
規模・配置	規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれるよう配慮すること。 山稜の近傍にあつては、背景となる山並みとの調和に配慮すること。 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財などの景観資源に近接する場合は、その保全に配慮すること。 			
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者などに圧迫感を感じさせないよう壁面の前面部を生垣や植栽などにより修景するよう配慮すること。 			
形態意匠	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのあるものとなるよう配慮すること。 屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や違和感を感じさせないよう配慮すること。 山稜の近傍にあつては、こう配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど背景となる山並みとの調和に配慮すること。 			
	附属建築物	<ul style="list-style-type: none"> 車庫、機械室などの附属建築物及び屋外階段、塔屋は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう配慮すること。 			
	附属設備	<ul style="list-style-type: none"> 外壁又は屋上に設ける附属設備は、公共の場から目立たない位置に設けるか、ルーバーで覆うなどにより修景するよう配慮すること。 			
	外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界を囲う場合は、生垣や石垣などの自然素材の使用に努め、塀やさくなどを設ける場合は、歩行者などに圧迫感を感じさせないよう配慮すること。 			
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色や汚れ・退色などの影響を受けやすい明清色（明るく色味の強い色彩）を避けるものとし、次の表（※）を基本とするとともに、別表色彩基準のゾーン別の基準に配慮すること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。なお、長島町松蔭・浦安地内のナガシマリゾート内については、テーマパークとして特有の景観を形成していることから適用除外とする。（宿泊施設及びアウトレットモールを除く） 		
			色相	明度	彩度
10R～5Y			8以上の場合	4以下	
			8未満の場合	6以下	
R、5.1Y～10Y			—	4以下	
その他	—	2以下（無彩色を含む）			

（※）マンセル表色系による数値基準を示す。

項目		景観形成基準			
形態意匠	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の屋根については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色やまちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、次の表（※）を基本とするとともに、別表色彩基準のゾーン別の基準に配慮すること。 なお、長島町松蔭・浦安地内のナガシマリゾート内については、テーマパークとして特有の景観を形成していることから適用除外とする。（宿泊施設及びアウトレットモールを除く） 		
			色相	明度	彩度
			10R～5Y	7以下	6以下
			R、5.1Y～10Y		4以下
その他		2以下（無彩色を含む）			
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 素材は、周辺の景観との調和に配慮すること。 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分（2分の1以上）にわたって使用することは避けるよう配慮すること。ただし、無彩色のガラスは除く。 			
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化するとともに、駐車場の緑化を積極的に行い周辺の景観との調和に配慮すること。 植栽は、周辺の景観と調和のとれた樹種とするよう配慮すること。 			
	夜間の照明	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法などを工夫するよう配慮すること。 			
眺望景観保全区域の基準					
項目（A2）		景観形成基準			
	規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 眺望保全区域においては、視点場から視対象を障害しないよう建築物等の規模・配置について配慮すること。 多度山眺望保全区域においては、高さの最高限度は「視点場から多度山への眺望を保全するための高さ（標高）の最高限度シミュレーション」を基本とすること。 			
形態意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 多度山眺望保全区域においては、開放的な水辺や背景となる山並みと調和した穏やかな色彩が期待される地区であることから、広域的な景観に影響を与えやすい外壁上層部（3階超又は10m超）の色彩は、次の表（※）を基本とし配慮すること。 			
		色相	明度	彩度	
		10R～5Y	5以上	4以下	
その他	1以下				
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 多度山眺望景観保全区域においては、反射性のある素材を、屋根や3階又は10mを超える外壁上層部に使用することは基本的に避けること。 			

（※）マンセル表色系による数値基準を示す。

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更については、各地区とも「共通の基準」のみとします。

項目（A3）	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ のり面は、できる限りゆるやかなこう配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を行うよう配慮すること。 ・ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に生かすよう配慮すること。

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

土石の採取又は鉱物の掘採については、各地区とも「共通の基準」のみとします。

項目（A4）	景観形成基準
採取の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫するよう配慮すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀などを設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

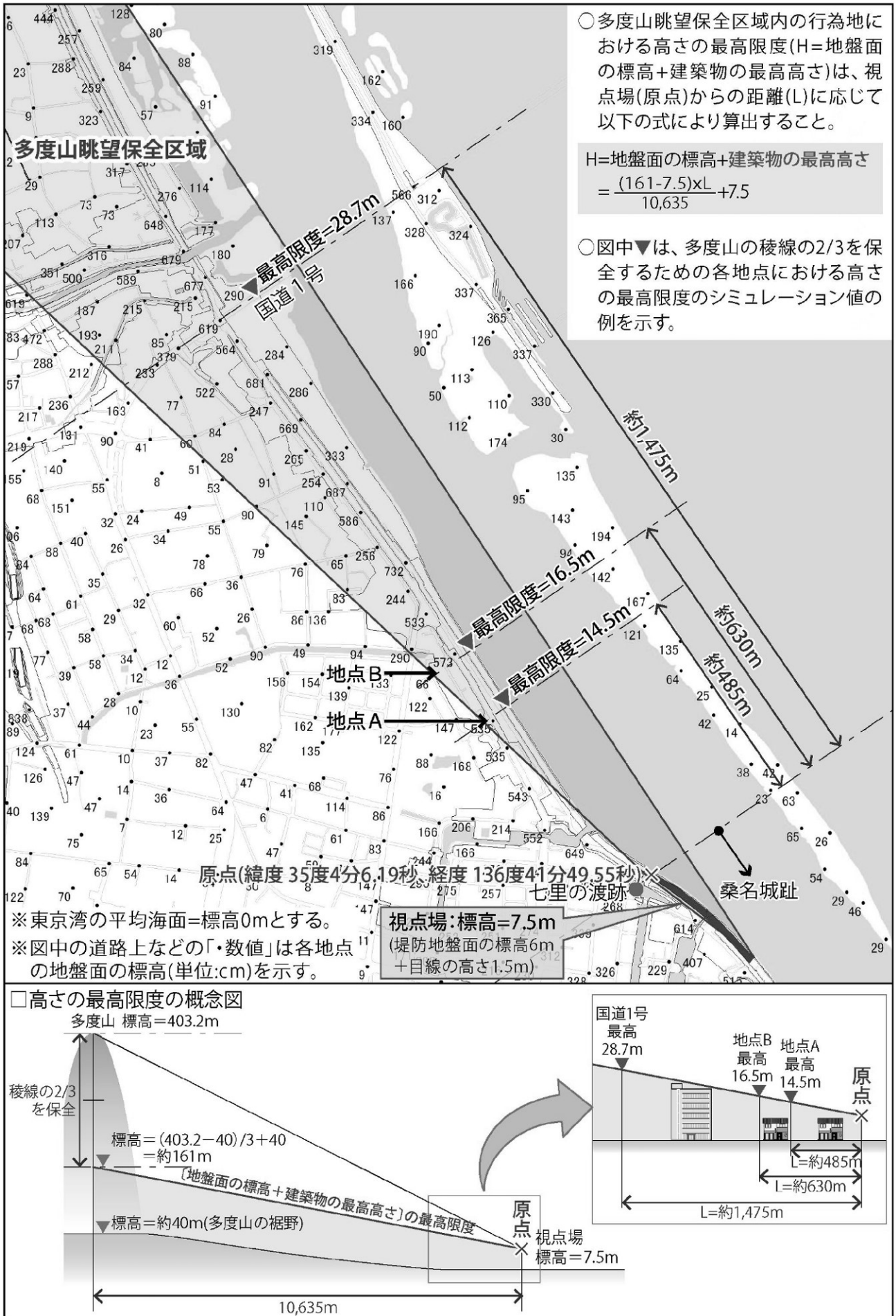
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積については、各地区とも「共通の基準」のみとします。

項目（A5）	景観形成基準
集積・貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園などの公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう配慮すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園などの公共の場所から見えないよう植栽又は塀などで遮へいを行なうなど、周辺景観との調和に配慮すること。

別表 色彩基準 A-6

類型	ゾーン別の基準	具体的な配慮内容（例示）
水辺の基準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ こう配屋根の色彩は、周囲の建築物とそろえ、連続性が感じられ、水辺の自然がひきたつ色彩とするよう配慮すること。 ▪ 海や河川沿いに立地する建築物及び工作物の色彩は、特に高層部では高明度かつ低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある外観とするよう配慮すること。 ▪ 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と調和する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ こう配屋根は、既存の住宅に多用されているいぶし瓦やそれに類する色彩を基本とする。 ▪ 高層部（周囲のまちなみから突出する3～4階以上の外壁など）は、穏やかな低彩度色を基調とし、閉鎖感の強い低明度色を避けること。 ▪ 地場の木材や石材をはじめ、自然素材を積極的に使用すること。
緑の基準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ こう配屋根の色彩は、背景の田園や丘陵地、山並みに調和した色彩とするよう配慮すること。 ▪ 陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい高明度色を避けるなど、周囲の田園や背景の丘陵地、山並みに調和した外観とするよう配慮すること。 ▪ 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と調和する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられるよう配慮すること。 ▪ 史跡その他文化財周辺の建築物及び工作物は、史跡などの色彩を尊重し、それらと調和する色彩又はそれらよりも彩度の低い色彩を基調とするなど、史跡その他文化財との調和に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ こう配屋根は、既存の住宅に多用されているいぶし瓦やそれに類する色彩を基本とすること。 ▪ 陸屋根の形状はできる限り避ける。やむを得ず箱型の建築物になる場合は、白っぽい色彩が背景の山並みから突出しないよう高明度色を避けること。 ▪ 地場の木材や石材をはじめ、自然素材を積極的に使用すること。
歴史の基準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 周辺の建築物と色相や色調をそろえ、適度な変化のなかにもまちなみとしての連続性が感じられる色彩とするよう配慮すること。 ▪ アクセントカラーなどの華やかな色彩は、できる限り低層部で用い、賑わいなどの演出に配慮すること。 ▪ テナントビルなどは、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 隣接する建築物等と極端な色相差や彩度差が生じないように配慮すること。 ▪ 色彩基準の彩度上限（暖色系で彩度6、その他で彩度2）の建築物は、より落ち着いた色調となるよう配慮すること。

図 視点場から多度山への眺望を保全するための高さ（標高）の最高限度シミュレーション



【個別の基準】

□水辺の景観

項目B		景観形成基準
規模・配置		<ul style="list-style-type: none"> 水辺側の敷地境界線からできる限り後退するよう配慮すること。 敷地内にある既存の樹木を水辺側の修景に生かせるような配置に配慮すること。 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、水辺側に圧迫感を感じさせないような配置に配慮すること。
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 水辺側から後退してできる空地は、楨などの生垣により緑化を行うよう配慮すること。

□緑の景観

項目C		景観形成基準
規模・配置		<ul style="list-style-type: none"> 周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模となるよう配慮すること。
形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、こう配のある屋根（10分の2～10分の5）を基本とするよう配慮すること。（寺社などの伝統的様式による建造物や屋上緑化などの環境に配慮した屋根構造となっているものは除く。）

□まち（歴史的地区）の景観、街道の景観

項目D		景観形成基準
規模・配置		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみや集落景観の整っている地区においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性のある配置に配慮すること。
形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみや集落景観の整っている地区においては、隣地や周辺との連続性に配慮すること。

□住宅地の景観

項目E		景観形成基準
規模・配置		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の住宅地における建築物と調和する規模・配置に配慮すること。
形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、周辺の住宅地における建築物との調和に配慮した屋根形状とするなど、周辺の住宅地との調和に配慮すること（寺社などの伝統的様式による建造物や屋上緑化などの環境に配慮した屋根構造となっているものは除く。）
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。

□産業の景観（商業・業務地、工業地）

項目F		景観形成基準
規模・配置		<ul style="list-style-type: none"> 街路景観の整っている地区においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。
形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務地における低層階については、ゆとりや開放感を確保し、賑わいなどの連続性に配慮すること。
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。 工業地においては、周辺への圧迫感などを感じさせないよう樹種、樹高に配慮すること。

4 提出書類一覧表

		建築物	工作物	開発行為	土地の開墾等	土石の採取及び掘採	物件の堆積
届出書(様式第1号)		○	○	○	○	○	○
様式第1号 別紙1		○					
様式第1号 別紙2			○				
様式第1号 別紙3				○	○	○	○
景観形成基準チェックシート		○	○	○	○	○	○
委任状	※1	○	○	○	○	○	○
付近見取図[1/2, 500]	※2	○	○	○	○	○	○
配置図[1/100以上]	※3	○	○				
各階平面図[1/100以上]	※4	○					
各面立面図[1/100以上]	※5	○	○				
計画平面図[1/100以上]	※6			○	○	○	○
断面図[1/100以上]	※7			○	○	○	○
現況写真[2面以上]	※8	○	○	○	○	○	○
景観計画区域内における行為の完了報告書(様式第6号)		○	○	○	○	○	○

・事前相談の場合は、事前相談申出書(様式第4号)に届出書類一式を添付してください。

・行為が完了した場合は、景観計画区域内における行為の完了報告書(様式第6号)を提出してください。

☆多度山眺望保全区域に行為地が該当するかどうかの詳細については窓口にお問い合わせください。

※1～※8についての詳細は次頁を参照してください。

表 各地区と運用する個別の景観形成基準の組み合わせ

○印が、各地区においてチェックすべき基準表を示します。

行為地		共通の基準	個別の基準				
		基準表 A1～A5	基準表 B	基準表 C	基準表 D	基準表 E	基準表 F
水辺ゾーン	員弁川沿い地区	○	○	—	—	—	—
	揖斐川河口地区	○	○	—	—	—	—
	揖斐川沿い地区	○	○	—	—	○	○
	輪中地区	○	○	—	—	○	○
緑のゾーン	丘陵地地区	○	—	○	—	○	○
	山地地区	○	—	○	—	—	—
歴史ゾーン	桑名中心市街地地区	○	○	—	○	○	○
	多度中心市街地地区	○	—	—	○	○	—
	長島中心市街地地区	○	—	—	○	○	—

	注意事項	図書に記載する内容
※1	申請者本人が提出・受取・問合せ対応する場合は、不要。	
※2	都市計画基本図を使用し、当該敷地の位置を表示すること。	①縮尺 ②方位 ③道路、公園などの公共施設 ④目標となる地物 ⑤行為地の位置
※3	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	①縮尺 ②方位 ③行為地の形状及び寸法 ④届出に係る建築物又は工作物の位置と既存の建築物又は工作物の位置 ⑤隣接する道路の位置及び幅員 ⑥植栽、樹木などの位置、種類及び高さ ⑦外構施設の位置、材料及び面積 ⑧現状写真の撮影位置、撮影方向及び写真番号
※4	建築物の各階平面図	①縮尺 ②方位 ③建築面積 ④各階の床面積（算定式含む。）
※5	建築物又は工作物の彩色（色鉛筆など）された各面の立面図	①縮尺 ②各面の方位及び寸法 ③建築物の最高高さ ④開口部、建築設備、軒などの位置及び形状 ⑤屋根、壁面などの仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系などによる表示））
※6	<p>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面【開発行為・土地の開墾・その他土地の形質の変更】</p> <p>・設計図又は施工方法を明らかにする図面、採取又は掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面【土石の採取、鉦物の掘採】</p> <p>次の凡例に基づき表示し、凡例も明示すること。 【凡例】切土…黄色 盛土…赤色 緑地…緑の斜線</p>	①縮尺 ②方位 ③断面図に係る断面の位置及び方向 ④行為後における植栽などの位置、種類及び規模 ⑤行為後に設置する構造物などの位置、種類及び規模 ⑥現状写真の撮影位置、撮影方向及び写真番号 ⑦行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模（土石の採取又は鉦物の掘採の場合のみ）
※7	<p>次の凡例に基づき表示し、凡例も明示すること。 【凡例】切土…黄色 盛土…赤色 緑地…緑の斜線</p>	①縮尺 ②行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面
※8	複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったもの（カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）	①行為の場所 ②写真番号

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

5 届出様式【一般地区、多度山眺望保全区域】

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 桑名市長

届出者 住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用途 ()			
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		種類 ()				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所		桑名市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () —				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄			※処理欄			

※印の欄は、記入しないでください。

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。

なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。

(別紙1)

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築 ・ 増築 ・ 改築			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
移転 (該当行為に○を付けてください)	外部仕上げ	届出部分			既存部分	
		屋根	色彩			
			素材			
		外壁	色彩			
	素材					
	敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計
		緑地面積		m ²	m ²	m ²
		樹種等				
	その他					
	外観の変更 (修繕・模様替) ・色彩の変更	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前
屋根		色彩	m ²			
		素材	m ²			
外壁		色彩	m ²			
		素材	m ²			
・外観面積 _____ m ²						
・建築面積 _____ m ²						
・延べ面積 _____ m ²						
・高さ _____ m						
・構造 _____						
景観上配慮した 事項その他参考 となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5 Y R 3 / 3)、淡い黄緑色(2.5 G Y 8 / 2)、薄いグレー(N 7.5)、薄いアイボリー(5 Y 8 / 1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、桑名市景観計画の景観形成基準に定める「その他(敷地の緑化等、夜間の照明)」に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(別紙2)

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(桑名市景観規則第2条第 号該当)			
新設・増築・改築・移転		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	() m	() m	() m	
	構造				
仕上		届出部分		既存部分	
	色彩				
	素材				
敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積	m ²	m ²	m ²	
	樹種等				
	その他				
色彩観の変更 (修繕・模様替)	(対象工作物)		変更面積	変更後	変更前
	・外観面積 _____ m ²	色彩	m ²		
	・築造面積 _____ m ²				
・高さ _____ m	素材	m ²			
・構造 _____					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、桑名市景観規則第2条の該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、淡い黄緑色（2.5 G Y 8 / 2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5 Y 8 / 1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(別紙3)

(表)

行為の内容 (開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積)

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の土地の形状	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____m 長さ _____m 勾配 _____	のり面等の外観 緑化の方法	
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____m 長さ _____m 勾配 _____	跡地の緑化の方法等	
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵の高さ 高さ _____m	堆積又は貯蔵の位置・方法 遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「^{のり}法面等の外観」欄には、^{のり}法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉦物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び^{のり}法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(表)

景観計画区域内における行為の事前相談申出書

年 月 日

(あて先) 桑名市長

相談者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

桑名市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 用途 ()			
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 種類 ()			
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目 的				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更					
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積					
行為の場所		桑名市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () —				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄			※処理欄			

※印の欄は、記入しないでください。

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「相談者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、相談内容の照会先として、相談者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。

6 景観形成基準チェックシート【一般地区、多度山眺望保全区域】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は桑名市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

届出者の氏名	
行為の場所	桑名市
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 一般地区（多度山眺望保全区域に <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当）		
【水辺ゾーン】 <input type="checkbox"/> 員弁川沿い地区 <input type="checkbox"/> 揖斐川河口地区 <input type="checkbox"/> 揖斐川沿い地区 <input type="checkbox"/> 輪中地区	【緑のゾーン】 <input type="checkbox"/> 丘陵地地区 <input type="checkbox"/> 山地地区	【歴史ゾーン】 <input type="checkbox"/> 桑名中心市街地地区 <input type="checkbox"/> 多度中心市街地地区 <input type="checkbox"/> 長島中心市街地地区

建築物等の外観の素材及びマンセル値を次の表に記入してください。

対 象 事 項		素 材		色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			色相	明度	彩度
	外壁材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
アクセント部分などの面積		アクセント部分の面積		見付面積	見付面積×1/5	
	東立面	m ²		m ²	m ²	
	南立面	m ²		m ²	m ²	
	西立面	m ²		m ²	m ²	
	北立面	m ²		m ²	m ²	

多度山眺望保全区域内の行為については本表にも記入してください。

対 象 事 項		素 材		色彩計画		
建築物等の外観の上層部（3階超又は10m超）の素材・色彩	屋根材			色相	明度	彩度
	外壁材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
				色相	明度	彩度

□共通の基準(該当する景観形成基準のみ、主に配慮した内容を記入して下さい。)

※各基準表のアルファベットと数値の組み合わせ(A1～A5)と景観形成基準欄のカタカナ(ア.～)は、別途運用指針である「景観形成基準解説書」における解説番号(表示例:A1ーア、A5ーイ等)と一致していますので、具体的な配慮内容をイメージしたいときは参照してください。

基準表 A 1 建築物・工作物本体に関する事項に関するチェック表

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
規模・配置	規模・配置	ア. 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		イ. 山稜の近傍にあつては、背景となる山並みとの調和に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		ウ. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財などの景観資源に近接する場合は、その保全に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
	壁面	エ. 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者などに圧迫感を感じさせないように壁面の前面部を生垣や植栽などにより修景するよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
形態意匠	形態意匠	オ. 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのあるものとなるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		カ. 屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や違和感を感じさせないように配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		キ. 山稜の近傍にあつては、こう配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど背景となる山並みとの調和に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
	建築物 付属	ク. 車庫、機械室などの附属建築物及び屋外階段、塔屋は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
	設備 付属	ケ. 外壁又は屋上に設ける附属設備は、公共の場から目立たない位置に設けるか、ルーバーで覆うなどにより修景するよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
	外構	<p>コ. 敷地の境界を囲う場合は、生垣や石垣などの自然素材の使用に努め、塀やさくなどを設ける場合は、歩行者などに圧迫感を感じさせないように配慮すること。</p>		<input type="checkbox"/>
形態意匠	色彩※	<p>サ（外壁）. 建築物等の外壁については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色や汚れ・退色などの影響を受けやすい明清色（明るく色味の強い色彩）を避けるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>シ（屋根）. 建築物等の屋根については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色やまちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとする。</p>		<input type="checkbox"/>
<p>※「色彩」については、次ページの「別表色彩基準によるチェック表」に基づき景観計画区域のゾーン区分別に基準を設けていますので、該当する基準のみ主に配慮した内容を記入してください。 また、マンセル表色系による数値基準を設けていますので、30 頁に記載の数値が色彩基準に適合しているかもあわせてチェックしてください。</p>				
素材		<p>タ. 素材は、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>チ. 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分（2分の1以上）にわたって使用することは避けるよう配慮すること。ただし、無彩色のガラスは除く。</p>		<input type="checkbox"/>
敷地の緑化		<p>ツ. 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化するとともに、駐車場の緑化を積極的に行い周辺の景観との調和に配慮すること。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>テ. 植栽は、周辺の景観と調和のとれた樹種とするよう配慮すること。</p>		<input type="checkbox"/>
夜間照明		<p>ト. 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法などを工夫するよう配慮すること。</p>		<input type="checkbox"/>

別表色彩基準によるチェック表

該当地区		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
水辺の基準	ス	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配屋根の色彩は、周囲の建築物とそろえ、連続性が感じられ、水辺の自然がひきたつ色彩とするよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 海や河川沿いに立地する建築物及び工作物の色彩は、特に高層部では高明度かつ低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある外観とするよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と調和する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられるよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
緑の基準	セ	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配屋根の色彩は、背景の田園や丘陵地、山並みに調和した色彩とするよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすすい高明度色を避けるなど、周囲の田園や背景の丘陵地、山並みに調和した外観とするよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と調和する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられるよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡その他文化財周辺の建築物及び工作物は、史跡などの色彩を尊重し、それらと調和する色彩又はそれらよりも彩度の低い色彩を基調とするなど、史跡その他文化財との調和に配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
歴史の基準	ソ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の建築物と色相や色調をそろえ、適度な変化のなかにもまちなみとしての連続性が感じられる色彩とするよう配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセントカラーなどの華やかな色彩は、できる限り低層部で用い、賑わいなどの演出に配慮すること。 		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビルなどは、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和に配慮すること。 		<input type="checkbox"/>

基準表 A 2 眺望景観保全区域の基準に関するチェック表

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適合	
規模・配置	規模・配置	ア. 眺望保全区域においては、視点場から視対象を阻害しないよう建築物等の規模・配置について配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		※次頁「視点場（原点）から視対象（多度山）への眺望景観現況写真と当該行為にかかる形状」にも記載してください。		
		イ. 多度山眺望保全区域においては、高さの最高限度は「視点場から多度山への眺望を保全するための高さ（標高）の最高限度シミュレーション」を基本とすること。		<input type="checkbox"/>
		高さ（標高）の最高限度シミュレーション表		
		視点場（原点）から建築物等の最高部までの水平距離	L	計測結果＝
		行為地の地盤面の標高	①	
		当該行為地における「〔地盤面の標高＋建築物等の最高高さ〕の最高限度（標高）」	②	算出結果（ $H = \{ (161 - 7.5) \times L \} \div 10,635 + 7.5 =$
		建築物等の最高高さ	③	②－①＝
		当該建築物等の最高高さ（計画）	④	
判定 ③ ≥ ④		OK・NG		
形態意匠	色彩	ウ. 多度山眺望保全区域においては、開放的な水辺や背景となる山並みと調和した穏やかな色彩が期待される地区であることから、広域的な景観に影響を与えやすい外壁上層部（3階超又は10m超）の色彩は、外壁低層部に比較し中高明度色の彩度は抑えるよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
	※	「色彩」については、マンセル表色系による数値基準を設けていますので、30頁に記載の数値が色彩基準に適合しているかもあわせてチェックしてください。		
素材	エ. 多度山眺望景観保全区域においては、反射性のある素材を、屋根や3階又は10mを超える外壁上層部に使用することは基本的に避けること。		<input type="checkbox"/>	

□視点場（原点）から視対象（多度山）への眺望景観現況写真と当該行為にかかる形状

※多度山眺望保全区域の視点場は、本手引き9頁に示すように一定の範囲となりますが、多度山眺望保全区域における高さの最高限度を適用するにあたっては、視点場の中で多度山に最も近いポイントを原点と定めています。

※チェックにあたっては、下記写真または原点から多度山を撮影した写真に建物等の概ねの形状を記入してください。

※原点の数値データは次のとおりです。

原点	・緯度 35 度 4 分 6.19 秒
	・経度 136 度 41 分 49.55 秒
	・標高 7.5m

【記入用写真】



原点(緯度 35度4分6.19秒、経度 136度41分49.55秒、標高7.5m)

基準表 A 3 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更
(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)に関するチェック表

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適合
形態・意匠	ア. できる限り現況の地形を生かし、長大なおり面又は擁壁が生じないように配慮すること。		<input type="checkbox"/>
緑化	イ. のり面は、できる限りゆるやかなこう配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を行うよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
	ウ. 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に生かすよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>

基準表 A 4 土石の採取又は鉱物の掘採に関するチェック表

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適合
の採取方法など	ア. 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫するよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
遮へい	イ. 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀などを設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
緑化	ウ. 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>

基準表 A 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関するチェック表

項目	景観形成基準	主に配慮した内容	適合
方法集積、貯蔵の	ア. 積み上げに際しては、できる限り道路、公園などの公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
遮へい	イ. 積み上げに際しては、できる限り道路、公園などの公共の場所から見えないよう植栽又は塀などで遮へいを行なうなど、周辺景観との調和に配慮すること。		<input type="checkbox"/>

□個別の基準

基準表B 水辺の景観に関するチェック表

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
規模・配置	規模・配置	ア. 水辺側の敷地境界線からできる限り後退するよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		イ. 敷地内にある既存の樹木を水辺側の修景に生かせるような配置に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		ウ. 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、水辺側に圧迫感を感じさせないような配置に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
敷地の緑化		エ. 水辺側から後退してできる空地は、楨などの生垣により緑化を行うよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>

基準表C 緑の景観に関するチェック表

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
規模・配置	規模	ア. 周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模となるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
形態意匠	形態意匠	イ. 屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、こう配のある屋根（10分の2～10分の5）を基本とするよう配慮すること。（寺社などの伝統的様式による建造物や屋上緑化などの環境に配慮した屋根構造となっているものは除く。）		<input type="checkbox"/>

基準表D まち（歴史的地区）の景観、街道の景観に関するチェック表

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
規模・配置	壁面	ア. 歴史的まちなみや集落景観の整っている地区においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性のある配置に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
形態意匠	壁面形状	イ. 歴史的まちなみや集落景観の整っている地区においては、隣地や周辺との連続性に配慮すること。		<input type="checkbox"/>

基準表E 住宅地の景観に関するチェック表

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
規模 ・ 配置	高さ	ア ．周辺の住宅地における建築物と調和する規模・配置に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
形態意匠	形態意匠	イ ．屋根は、周辺の住宅地における建築物との調和に配慮した屋根形状とするなど、周辺の住宅地との調和に配慮すること（寺社などの伝統的様式による建造物や屋上緑化などの環境に配慮した屋根構造となっているものは除く。）		<input type="checkbox"/>
敷地の緑化		ウ ．住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>

基準表F 産業の景観(商業・業務地、工業地)に関するチェック表

項目		景観形成基準	主に配慮した内容	適合
規模 ・ 配置	壁面	ア ．街路景観の整っている地区においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		<input type="checkbox"/>
形態意匠	形態意匠	イ ．商業・業務地における低層階については、ゆとりや開放感を確保し、賑わいなどの連続性に配慮すること。		<input type="checkbox"/>
敷地の緑化		ウ ．商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>
		エ ．工業地においては、周辺への圧迫感などを感じさせないように樹種、樹高に配慮すること。		<input type="checkbox"/>

7 参考様式

委 任 状

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

私は、下記のとおり代理人を定め、景観法及び桑名市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。

記

1. 代理人

住所 _____

氏名 _____

連絡先（電話番号） _____

2. 行為の場所（地名地番）

桑名市 _____

8 Q&A

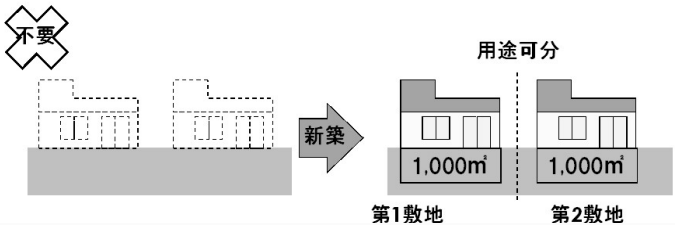
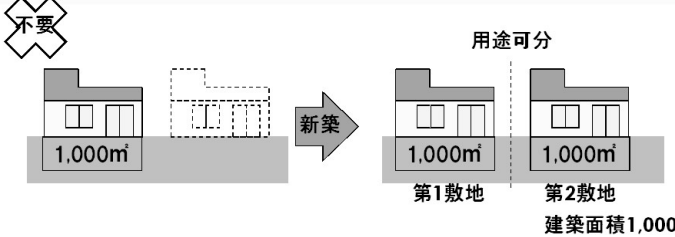
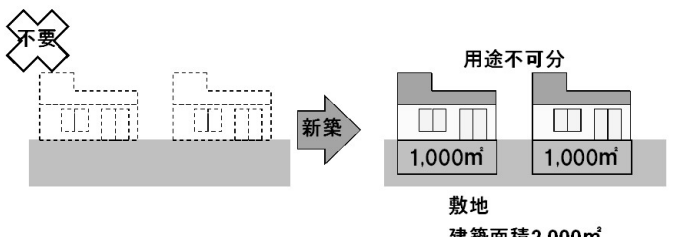
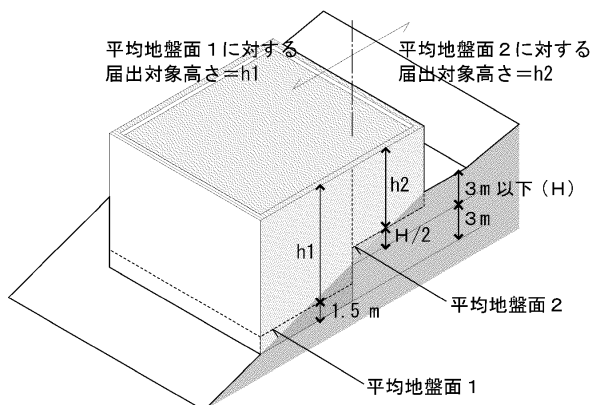
(1) 届出制度に関する内容

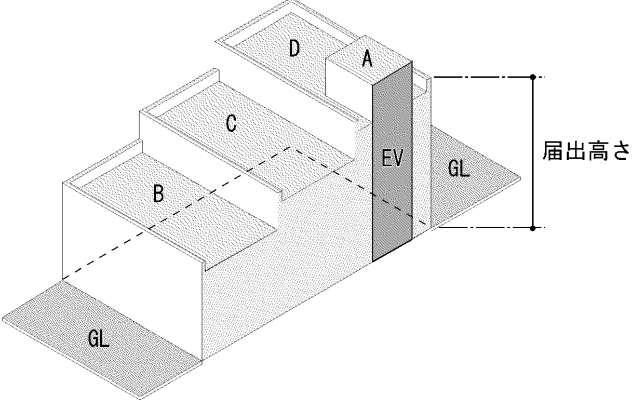
	質問	回答
届出制度の考え方	行為の着手とはどのような行為をいうのか。	建築物の建築等に着手する行為とは、建築物の根切り工事または基礎杭打ち工事などのことをいいます。
	既存の建築物、工作物の取扱はどうなるのか。	届出は不要です。ただし、今後その建築物又は工作物について、増築、改築、移転、外観を変更することになる修繕、模様替又は色彩の変更をする場合で、届出の対象となる規模であれば、届出が必要となります。
	行為中或いは行為済みの建築行為、開発行為、土地の形質の変更などの取扱はどうなるのか。	平成23年9月30日時点で行為に着手しているもの、又は既に行済みのものは、適用されません。
	建築物と工作物を同一の敷地内に同時に建てる時の届出書は一つでよいのか。	同一の敷地内で行うのであれば、一つの届出とすることが可能です。
届出対象行為	届出の対象外となる仮設の建築物とは、どのようなものをいうのか。	工事現場の現場事務所や博覧会のパビリオンのように、一定期間の使用の後、撤去される建築物をいいます。
	届出の対象外となる仮設の工作物とは、どのようなものをいうのか。	建築工事現場のタワークレーンのように、一定期間の使用の後、撤去される工作物をいいます。
	土地の形質の変更とは何か。	土地の開墾、土石の採取、鉤物の掘採など、切土、盛土を行うことにより、行為の前と後で土地の物理的形狀を変更することをいいます。
	大規模な工場敷地内などで、外部から見通せない場所での行為も届出が必要か。	届出は必要です。
	屋外広告物は届出の対象か。	屋外広告物は、屋外広告物法(条例)に基づき制限が行われているため、景観計画に基づく届出は不要です。(景観法施行令第10条第4号)
	既設の工作物の塗装の劣化などによる塗り替えについて、同色に塗り替える場合は、届出が必要か。また、事前相談は必要か。	従前と同じ色彩への塗り替え等は通常の管理行為と判断し、届出の適用除外とします。 ただし、従前と同じ色彩が景観形成基準に適合していない場合、かつ塗り替え面積が見付面積の2分の1を超える場合は、良好な景観の形成のために、景観形成基準に適合するよう指導を行いますので、事前相談を行ってください。
	既存の色彩が基準に適合しない場合で、景観に配慮した色に塗り替える場合は、届出が必要か。	色彩の変更に該当するので、届出は必要です。 ただし、塗り替え面積が10㎡以下の場合は届出が不要です。

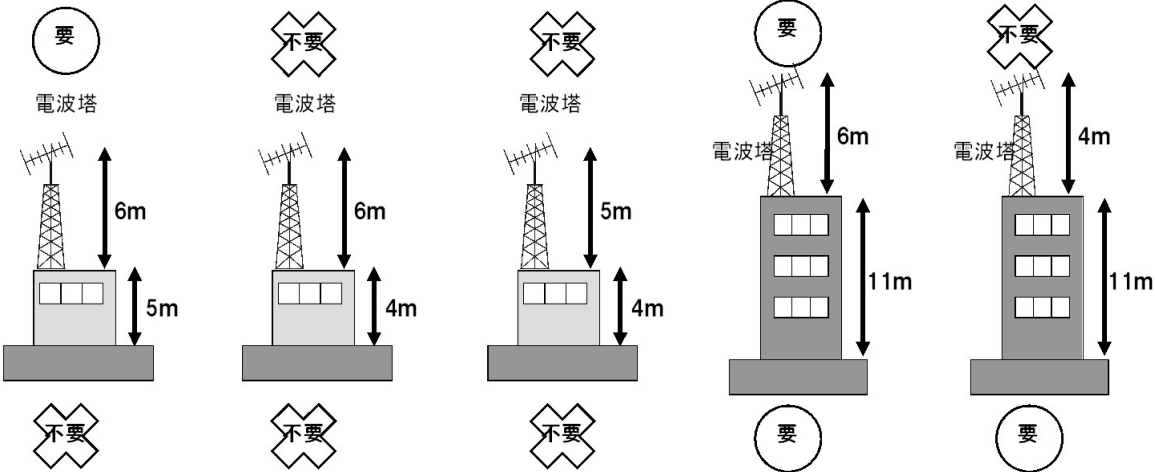
(2) 届出規模に関する内容

	質問	回答
建築面積の考え方	建築物の建築等で建築面積が1,000㎡を超える場合は届出対象とされるが、増築の場合は増築部分の建築面積が1,000㎡を超えている場合に届出が必要か。	増築部分の面積で判断するのではなく、増築後の建築物全体の建築面積が1,000㎡を超える場合は、届出が必要となります。 ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。

質問	回答
<p>建築面積 1000 m²の既存の建築物に床面積 11 m²を増築する場合、届出は必要か。</p>	<p>増築の場合、増築後の建築物の全体の建築面積が 1,000 m²を超え、かつ、増築部分の床面積が 10 m²を超える場合は、届出が必要となります。</p> <p>したがって、質問の場合は、増築後の建築面積は 1,011 m²となり、1,000 m²を超え、増築部分の床面積も 10 m²を越えるため、届出は必要です。</p> <div data-bbox="758 392 1412 548"> <p>要</p> <p>建築面積1,011m²</p> </div> <p>【参考】 増築部分の床面積が 11 m²で、増築後の建築面積が 1,000 m²の場合は、届出は不要です。</p> <div data-bbox="758 705 1412 884"> <p>不要</p> <p>建築面積1,000m²</p> </div> <p>【参考】 増築部分の床面積が 10 m²であれば、増築後の建築面積が 1,010 m²でも、届出は不要です。</p> <div data-bbox="758 1030 1412 1220"> <p>不要</p> <p>建築面積1,010m²</p> </div> <p>【参考】 増築部分の床面積が 10 m²であれば、既存建築物の高さが 11mでも、届出は不要です。</p> <div data-bbox="758 1377 1412 1624"> <p>不要</p> <p>建築面積1,010m²</p> </div> <p>【参考】 増築部分の床面積が 10 m²であれば、既存建築物の建築面積が 1,000 m²の 2つの建築物をつなげる増築でも、届出は不要です。</p> <div data-bbox="758 1803 1412 2116"> <p>不要</p> <p>建築面積2,010m²</p> </div>

	質問	回答
	<p>同一敷地内に複数の建築物を新築する場合などで、それらの建築物の建築面積の合計が 1,000 m²を超える場合、届出は必要か。</p>	<p>同一敷地内に複数の建築物がある場合は、敷地単位で判断するのではなく、各建築物の建築面積ごとに 1,000 m²を超えているかで判断します。</p> <p>【参考】 同一敷地内の各々の建築物の建築面積が 1,000 m²を超えなければ、複数の建築物の建築面積の合計が 1,000 m²を超えても、届出は不要です。</p>   <p>【参考】 用途不可分の複数の建築物が同一敷地にある場合は、建築基準法では、その合計が建築面積となりますが、景観計画に基づく届出は、各建築物の建築面積ごとに判断するため、次の場合は届出が不要です。</p> 
<p>高さなどの考え方</p>	<p>建築物や工作物の高さは、どこからのことをいうのか。</p> <p>地盤面の高低差が 3 m を超えるときの、地盤面の考え方はどう考えるのか。</p>	<p>地盤面からの高さとし（建築基準法に基づく）。 但し、擁壁については下端 GL から擁壁天端までの高さとしします。</p> <p>建築基準法に基づきます。</p>  <p>地盤面とは建築物が周囲の地盤と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が 3 m を超える場合には、その高低差 3 m 以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。</p>

質問	回答
<p>建築物の屋上に突出した階段室などは、建築物の高さに算入するのか。</p>	<p>階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは、当該建築物の高さに算入されません(建築基準法に基づく)。</p> <p>【参考】 屋上部分が同一高さでない場合の、昇降機塔の高さの算入例</p>  <p>$A \leq (B+C+D) \times 1/8$ ならば $A > D \times 1/8$ でもエレベーターシャフト(昇降機塔)は高さに算入しません。</p>
<p>建築物や工作物の高さに避雷針などは含まれるのか。</p>	<p>避雷針などは、高さには算入しません(建築基準法に基づく)。ただし、建築物又は工作物本体が届出対象になった場合は、避雷針などを含めて審査の対象となります。(この場合の届出高さは、避雷針などの高さは含めません)</p>
<p>水上で行う行為の高さはどのように考えるのか。</p>	<p>当該事業で使用する最低水位(L. W. L)・朔望平均干潮面などから天端(上端)までの直高が基準となります。</p>
<p>既存建築物の横に同一棟で増築する場合で、次のケースの場合、届出は必要か。 A:既存部分の高さが10mを超えており、増築の部分の高さが10mを超える場合 B:既存部分の高さが10mを超えているが、増築部分の高さは10mを超えていない場合 C:既存部分の高さは10mを超えていないが、増築する部分が10mを超える場合</p>	<p>増築の場合は、既存建築物を含めた増築後の建築物の高さで判断しますので、A・B・Cいずれの場合も届出が必要です。ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。</p>
<p>工作物が建築物の上にある場合の届出の必要性はどう考えるか。</p>	<p>建築物及び工作物全体の合計が届出対象の規模に達していなければ、届出は不要です。</p>

質問	回答
<p>【参考】 工作物が建築物の上にある場合の、届出対象の考え方の例を以下に示します。図の上段は工作物、下段は建築物の届出の有無を示しています。</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="244 846 459 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地盤面からの全体高さが 10m を超え、工作物の高さが 5m を超えているため、工作物は届出が必要です。</p> </div> <div data-bbox="486 846 702 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地盤面からの全体高さが 10m 以下ですので、工作物の高さが 5m を超えても届出は不要です。</p> </div> <div data-bbox="729 846 944 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地盤面からの全体高さが 10m 以下ですので、届出は不要です。</p> </div> <div data-bbox="971 846 1187 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地盤面からの全体高さが 10m を超え、工作物の高さが 5m を、建築物の高さが 10m 超えているため、届出が必要です。</p> </div> <div data-bbox="1214 846 1430 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地盤面からの全体高さが 10m を超え、建築物の高さが 10m 超えているため、届出が必要ですが、工作物は不要です。</p> </div> </div>	
<p>工作物である擁壁は、高さ 5m を超え、かつ、長さ 10m を超える場合が届出対象とされているが、高さ 5m、長さ 10m の擁壁に高さ 2m、長さ 5m の擁壁を加える場合届出が必要か。</p>	<p>届出が必要となるのは、高さ 5m を超える区間が連続して 10m を超えている場合です。 この場合高さ 5m を超える区間が連続して 10m を超えないため、届出は不要です。</p>
<p>物件の堆積の場合、届出が必要となる堆積の面積の考え方は、実際に堆積する場所の面積で算出するのか、それとも、敷地全体の面積で算出するのか。</p>	<p>実際に堆積させる場所の面積で判断します。</p>

(3) 景観形成基準に関する内容

	質問	回答
色彩	<p>塗り替えについて、将来退色することを考慮して、濃い目の色を塗る場合もあるが、このような場合どうするか。</p>	<p>濃い目の色に塗る場合でも、色彩の変更にあたりますので、届出の対象となり、景観形成基準で定める色彩基準に適合させて頂く必要があります。</p>
	<p>着色を施していない金属板やスレート、石材などが色彩基準に適合しない場合もあるが、このような場合どうするか。</p>	<p>素材色を基調とする場合、材料の特性から色彩基準に沿った着色が困難な場合も考えられるため、景観計画の主旨に反する場合を除いて、色彩基準の適用除外とします。</p>
	<p>高反射塗装や環境に配慮した太陽光発電システム設置に伴うソーラーパネル、省エネルギーのために必要な色彩が、色彩基準に適合しない場合もあるが、このような場合どうするか。</p>	<p>高反射塗装や省エネルギーのための必要な色彩の効果が明らかに有効と判断出来る場合は、景観計画の主旨に反する場合を除いて、色彩基準の適用除外とします。 また、ソーラーパネルは色彩基準の適用除外とします。</p>

屋根の形状	屋根の形状について、山並みとの調和に配慮するため勾配屋根とする場合、建築物の平面形状が大規模になるほど、勾配屋根の部分のボリュームも大きくなるが、景観上問題ないか。	建築物の屋根を勾配にして頂くことで、特に背景の山並みと当該建築物の形態が調和するよう基準を設けています。ただし、勾配屋根とすることで、背景の山並みへの調和が図られない結果となる場合などは、状況に応じて、景観審議会の意見などに基づき、陸屋根とする手法を採用する場合があります。
-------	--	---

(4) 他法令との関係に関する内容

	質問	回答
建築基準法	景観法に基づく届出と建築確認申請との間にはどのような関係があるのか。届出が受理されなければ、建築確認申請はできないのか。	各々、別の法律に基づき審査されますので、景観法に基づく届出が景観形成基準に適合していないから、建築確認申請ができない、建築確認がなされない、またその逆というようなことはありません。ただし、両方の基準や規程に適合する必要があるため、どちらかの手続を先行すると、一方の手続で修正の必要が生じる場合がありますので、各々の審査部署と事前の相談をお願いします。
都市計画法	開発行為の場合、都市計画法に基づく開発行為が許可された後に、景観計画に基づく届出を行うのか。	開発行為が許可された後に、景観法に基づく届出を行うことは可能ですが、行為の内容が景観形成基準に適合しない場合は、開発許可の内容も含めて変更する必要がある場合がありますので、開発許可の事前の相談と並行して、景観に関しても事前の相談をお願いします。

(5) 勧告・変更命令などについて

	質問	回答
勧告、変更命令	届出された行為に対して、勧告や公表、変更命令ができるかとされているが、どのような手続となるのか。	届出がなされた行為に関して、良好な景観の形成を図るため、景観形成基準に基づき助言・指導を行います。最終的に届出内容が適合していないなどの場合、その内容に応じて届出者に対し、勧告や変更命令を行います。また、届出者が、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表します。
変更	届出書を提出した後、市における審査中に、設計を変更する場合はどのような手続が必要か。	変更の内容によりますが、原則として従前の届出の取り下げと、新たな設計に基づく届出書の提出が必要です。この場合、行為の着手制限が再度適用されます。
変更届出書	届出書を提出し、市における審査終了後(行為の着手制限の期間を短縮する旨の通知を受け取った後)に設計を変更する場合は、どのような手続が必要か。	審査終了後の変更については、変更届出書の提出が必要となります。この場合も、行為の着手制限が再度適用されます。
変更命令	行為の着手できない期間が90日間となるのは、どのような場合か。	景観法では、届出後30日を経過するまで、行為の着手はできません。また、勧告・命令を行う場合、届出後30日以内に行わなければならないとされています。ここで、30日以内に変更命令にかかり、実地の調査をする必要がある時、その他合理的な理由がある時は、最大90日間行為に着手することができないことがあります。

用語解説

あいうえお

◆アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物

建築基準法別表第2(り)項第3号(13)、(13の2)、(ぬ)項第1号(21)の用途に供するものをいいます。

◆移転

同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。

◆ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。

◆煙突

土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

◆汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの(建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く)が該当します。

かきくけこ

◆改築

従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異ならないものを造ることをいいます。

◆開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

◆架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。

◆建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第2号)

◆高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

さしすせそ

◆再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。

◆自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。

◆修繕

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。

◆新設

敷地に新たに工作物を造ることをいいます。

◆新築

敷地に新たに建築物を造ることをいいます。

◆装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。

◆増築

敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。

たちつてと

◆高さ

建築物については、地盤面からの高さをいいます（建築基準法施行令第2条第1項第6号）。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しません。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。

なお、工作物については、建築物の高さに準じます。但し、擁壁については下端GLから擁壁天端までの高さとします。

◆築造面積

工作物の水平投影面積のことをいいます。（建築基準法施行令第2条第1項第5号）

◆鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。

はひふへほ

◆廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

まみむめも

◆模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要です。

やゆよ

◆擁壁、さく、塀

擁壁とは、建築基準法施行令138条第1項第5号に該当するものをいいます。さく、塀とは、建築物のない土地に造られるさく、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。